

平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

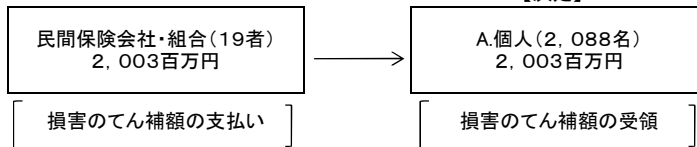
事業名	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払		担当部局庁	自動車局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和30年～		担当課室	保障制度参事官室		参事官 後藤 浩平		
会計区分	自動車安全特別会計 (保障勘定)		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 16 自動車事故の被害者の救済を図る				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	自動車損害賠償保障法第72条、第76条、 第77条		関係する計画、 通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、効率的かつ迅速な国からの救済手続きを実現する。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施している。そして、当該事業の実施に際し、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払等自動車損害賠償保障事業のうち、損害のてん補額の決定以外の業務を保険会社又は組合に委託している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	4,299	4,147	4,131	4,025		
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	4,299	4,147	4,131	4,025	-	
	執行額		3,656	3,455	2,503			
執行率(%)		85.0%	83.3%	60.6%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	ひき逃げ等の事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対する救済制度であり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。			成果実績				
				達成度	%			
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	ひき逃げ等の事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対する救済制度であり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。			活動実績 (当初見込み)		()	()	()
								—
単位当たり コスト	(円/)			算出根拠	ひき逃げ等の事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者に対する救済制度であり、成果目標及び活動指標を定めて実施するという性質のものではない。			
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	保障業務委託費	722						
	払戻金	1						
	保障金	3,302						
	計	4,025						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本制度については、保険制度の対象にならないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対して必要最小限の救済を行うものであることから、国が主体となって事業を行う必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	自賠責保険料に含まれる賦課金を原資として、保障金を支払うこととしており、用途は事業目的に即し必要なものに限定されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本制度については、保険制度の対象にならないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対して必要最小限の救済を行うものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>保険制度の対象にならないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対して必要最小限の救済を行う事業であるが、目的・予算の状況、資金の流れ、費目・用途、活動実績、成果実績について点検を行った結果、適正に実施している。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	314	平成23年	0292	平成24年	0300

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

○保障金(平成24年度実績)

【決定】

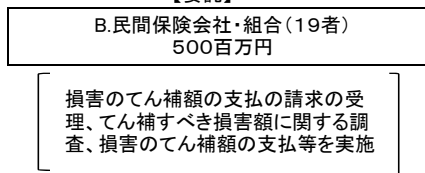


国土交通省
2,503百万円

- ・自動車損害賠償保障事業の実施
- ・賠償責任者が過誤納付を行った場合の払戻の実施

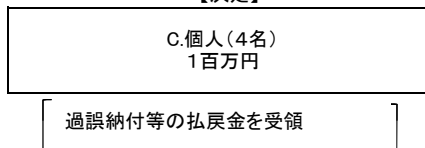
○保障業務委託費(平成24年度実績)

【委託】



○払戻金(平成24年度実績)

【決定】



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.個人ア			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保障金	事故による損害のてん補	40			
計		40	計		
B.東京海上日動火災保険株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務費	請求受付及び支払業務に関する経費 (通信費、物件費等)	106			
人件費	請求受付及び支払業務	12			
計		118	計		
C.個人サ			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
払戻金	過誤納付等の払戻し	0			
計		0	計		
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人ア	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
2	個人イ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	40		
3	個人ウ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	39		
4	個人エ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	31		
5	個人オ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	31		
6	個人カ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	31		
7	個人キ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	30		
8	個人ク	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	30		
9	個人ケ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	30		
10	個人コ	ひき逃げ事故等による損害のてん補額を受領	30		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京海上日動火災保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	118		
2	株式会社損害保険ジャパン	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	95		
3	三井住友海上火災保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	82		
4	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	77		
5	日本興亜損害保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	43		
6	富士火災海上保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	24		
7	全国共済農業協同組合連合会	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	22		
8	全国労働者共済生活協同組合連合会	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	11		
9	日新火災海上保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	9		
10	共栄火災海上保険株式会社	自動車損害賠償保障事業における損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払	7		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人サ	過誤納付等の払戻金を受領	0		
2	個人シ	過誤納付等の払戻金を受領	0		
3	個人ス	過誤納付等の払戻金を受領	0		
4	個人セ	過誤納付等の払戻金を受領	0		
5					
6					
7					
8					
9					
10					